

4 建築の時期（7区分）、住宅の購入・新築・建て替え等（7区分）別持ち家数の推移

区分 建築の時期	総数	新築の住宅を購入			中古住宅 を購入	新築 (建て替え を除く)	建て替え	相続・贈 与で取得	その他
		総数	都市再生 機構・公 社など	民間					
平成15年 持ち家総数	14,550	910	80	830	590	7,920	3,560	1,220	350
昭和45年以前	2,350	-	-	-	110	940	580	620	90
昭和46年～55年	3,200	110	-	110	260	1,660	680	380	120
昭和56年～平成2年	3,640	410	20	380	120	1,930	940	140	110
平成3年～7年	1,840	130	20	110	60	1,090	520	20	10
平成8年～12年	2,550	180	20	160	50	1,700	570	50	-
平成13年～15年9月	940	70	10	60	-	590	260	-	20
平成20年 持ち家総数	16,640	860	60	790	1,020	8,500	4,040	1,970	260
昭和45年以前	2,530	0	-	0	250	780	500	930	70
昭和46年～55年	3,760	190	10	170	250	1,730	970	530	90
昭和56年～平成2年	3,220	280	20	270	240	1,750	680	200	60
平成3年～12年	4,070	240	30	210	170	2,570	930	140	20
平成13年～17年	1,880	120	-	120	60	990	640	60	-
平成18年～20年9月	600	20	-	20	10	330	220	10	-
平成25年 持ち家総数	17,830	910	10	900	1,180	8,550	4,210	1,840	1,140
昭和45年以前	2,870	40	-	40	100	650	740	930	410
昭和46年～55年	3,520	140	-	140	320	1,480	770	450	360
昭和56年～平成2年	3,520	240	-	240	290	1,750	780	270	200
平成3年～12年	4,060	230	10	220	230	2,470	930	110	90
平成13年～17年	1,820	60	-	60	140	990	560	20	40
平成18年～22年	1,320	140	-	140	50	780	270	50	30
平成23年～25年9月	520	50	-	50	30	350	90	-	-
平成30年 持ち家総数	17,680	1,010	30	980	1,500	7,510	3,590	2,620	1,450
昭和45年以前	2,290	40	-	40	120	500	250	980	400
昭和46年～55年	3,130	100	-	100	290	1,080	430	890	330
昭和56年～平成2年	3,110	130	-	130	340	1,460	580	270	330
平成3年～12年	3,870	240	30	210	400	1,820	830	340	240
平成13年～22年	3,140	240	-	240	190	1,580	980	60	100
平成23年～27年	1,240	160	-	160	70	710	240	10	40
平成28年～30年9月	490	70	-	70	30	230	130	20	-

- (注) ①平成15年の数値は旧十和田市のもの（旧十和田湖町は調査対象外）
 ②標本調査による推定値であるため、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章した。
 したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
 ③持ち家総数には、建築の時期「不詳」を含む。
 ④新築の住宅を購入（都市再生機構・公社など）とは、「都市再生機構（旧公団）」、都道府県や市区町村の「住宅供給公社」「住宅協会」、「開発公社」などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合をいう。
 ⑤新築の住宅を購入（民間）とは、民間の土地建物業者などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合をいう。
 ⑥中古住宅を購入とは、他の世帯が住んでいた住宅を買った場合をいう。
 ⑦新築（建て替えを除く）とは、「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合をいう。
 ⑧建て替えとは、以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合をいう。
 ⑨相続・贈与で取得とは、相続や贈与によって住宅を取得した場合をいう。
 ⑩その他とは、上記以外をいい、例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合などをいう。